

## 病院経営連携協定書

国立大学法人信州大学医学部附属病院(以下「甲」という。)と地方独立行政法人 長野県立病院機(以下「乙」という。)は、経営基盤の強化に向けて、以下の条項に従い協定書(以下「本協定」という。)を締結する。なお、本協定書の締結をもって、甲乙間で平成28年2月26日に締結した協定書は効力を失うものとする。

### (事業の目的)

第1条 本協定は、経営分析手法や経営指標等の活用、医療機器・診療材料・備品・役務等の購入価格の情報交換・最適調達への推進、デジタル技術・人材育成等の課題に対する共同検討・実行を通じて、甲及び乙の持続可能な病院経営体制の構築を目的とする。

### (連携する事業)

第2条 甲及び乙は、次の事業を連携して実施する。

- 一 経営分析手法及び経営指標等に関する情報共有と戦略的活用
- 二 医療機器、診療材料、備品、役務等の購入価格に関する情報交換及び市場環境を踏まえた戦略的購買
- 三 共同購入・共同交渉等の購入方法の検討及び実施による調達最適化
- 四 デジタル技術、DX(デジタルトランスフォーメーション)推進、組織運営、人材育成等、経営基盤の強化に資するその他の共同事業
- 五 その他必要と認めるもの

### (事業の規制)

第3条 本協定は、甲又は乙が単独で行うことのできる事業改善等を規制又は抑制するものではない。

### (経営資源の相互提供)

第4条 甲及び乙は、共同して、それぞれが有する資産、技術、ノウハウ等の経営資源を本事業に相互かつ効果的に活用するものとし、主として次に掲げる経営資源について相互に提供して本事業を行うものとする。

- 一 経営情報データ、経営指標等
- 二 医療機器、診療材料、備品、役務等の購入価格及び契約情報
- 三 その他経営課題の解決に資するシステム、運用ノウハウ、専門的人材等

### (秘密情報)

第5条 本協定における秘密情報とは、本協定に基づく業務を行うにあたって、甲又は乙から相手方当事者に対し秘密である旨が明示された文書、電子データ等の情報とする。

2 甲及び乙は、相手方から開示を受ける当該情報については相手方の情報保護関連規則を遵守するとともに、当事業の目的以外には用いないものとする。

(成果の取扱及びその帰属)

第6条 本事業の成果とは、本事業により得られた成果のうち、本事業の目的に直接関係する考案、ノウハウ等の一切の技術的成果をいう。

2 前項に定める成果は原則として甲及び乙の共有とする。ただし、甲又は乙が、相手方当事者から提供された情報、資料その他の助言、援助等に関わりなく独自に行った成果は、当該成果をなした甲又は乙に帰属する。

(有効期間)

第7条 本協定の存続期間は、令和7年8月1日から令和8年7月31日までとする。

2 前項の存続期間は、協定期間満了の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれかより解除の申し出がない場合はさらに1年期間を延長する。

3 甲及び乙は、自己の都合により協定期間満了前に、本協定を解除するときは、解除日の1ヶ月前までに文書をもってその旨を相手方に通知するものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定の各条項の解釈に疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠実に協議のうえ対処するものとする。

上記を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通ずつ保管する。

令和7年8月1日

甲 松本市旭3-1-1  
国立大学法人信州大学  
医学部附属病院長

花岡 正幸



乙 長野市南長野幅下692-2  
地方独立行政法人長野県立病院機構  
理事長

本田 孝行

